

Q

市民税・県民税で寄附金税額控除の対象になる寄附金にはどのようなものがありますか。

A

市民税・県民税で、寄附金税額控除の対象になる寄附金は以下のとおりです。

(1) 地方公共団体（都道府県や市区町村）への寄附金

いわゆる「ふるさと納税」の場合です。26ページをご覧ください。

※ ふるさと納税制度の見直しにより、令和元年6月1日以後においては、国の指定を受けていない地方団体への寄附は、ふるさと納税の対象外となりましたので、ご注意願います。

(2) 埼玉県共同募金会・日本赤十字社埼玉県支部への寄附金

住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部への寄附金のうち、総務大臣の承認を受けたものについては、市民税・県民税で寄附金税額控除が受けられます。

寄附金額のうち2,000円を超える部分が、控除対象寄附金額になります。この控除対象寄附金額の6%が市民税から、4%が県民税から控除されます。

○ 市民税から控除される税額：(寄附金額－2,000円) × 6%

○ 県民税から控除される税額：(寄附金額－2,000円) × 4%

※ 寄附金額は、総所得金額等の30%が限度額となります。



(3) 条例により指定した寄附金

- ① 所得税の控除対象寄附金のうち、住所地の地方公共団体が条例により指定した法人への寄附金
- ② 認定・特例認定特定非営利活動法人のうち、住所地の地方公共団体が条例により指定した法人への寄附金
- ③ 認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人のうち、住所地の地方公共団体が条例により指定した法人への寄附金
- ④ 文部科学大臣が指定する行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権のうち、地方公共団体の条例で定めるものを放棄した場合における当該払戻請求権相当額（令和3年12月31日までに放棄した場合の特例措置）

越谷市の場合

①・②については「越谷市内に主たる事務所を有する法人」及び「越谷市内に従たる事務所を有する法人のうち規則で定める法人」を指定しましたので、これらの法人への寄附金が市民税の寄附金税額控除の対象となります。

③については、令和6年7月現在、指定した法人はありません。

④については、越谷市・埼玉県共に文部科学大臣が指定する行事は全て対象となります。

埼玉県の場合

①・②については「埼玉県内に主たる事務所を有する法人」、「知事又は教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託、その他県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところによる法人」を指定していますので、これらの法人への寄附金が県民税の寄附金税額控除の対象となります。

③については、埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例により、令和6年7月現在、7の特定非営利活動法人が指定されています。

控除される税額の計算方法は（2）と同様です。

※ 指定されている法人については、越谷市ホームページ及び埼玉県ホームページでご確認ください。

④については、文部科学省ホームページで指定されている行事をご確認ください。



ふるさと納税とはどのようなものですか。



ふるさと納税とは、地方公共団体（都道府県・市区町村）に、現金で寄附をした場合、翌年度の市民税・県民税から一定額が控除されるという仕組みです。

【ふるさと納税の仕組みについて】

<例> 越谷市にお住まいの方が、A市に「ふるさと納税」をする場合

- 1 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに、越谷市にお住まいの方が、A市に寄附する。
- 2 令和7年3月15日までに、税務署に確定申告する。
- 3 令和6年分の所得税と令和7年度の市民税・県民税から控除される。

手続き等

市民税・県民税の寄附金税額控除の適用を受けるためには

申告 が必要となります。

※ ワンストップ特例制度の適用を受ける場合を除く。（27ページ参照）



市民税・県民税の寄附金税額控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付または提示することが必要ですので、注意して下さい。

※ 市民税・県民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に市民税・県民税申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられないので、ご注意ください。

【控除される額】 ①と②の合計額が税額控除されます。

①(国の指定を受けた地方公共団体に対する寄附金－2,000円) × 10%

②(国の指定を受けた地方公共団体に対する寄附金－2,000円)

× (90%－所得税率 × 1.021)

● 所得税率は、所得に応じて「0%～45%」となります。

※ 実際の所得税率とは異なる率となる場合があります。

● ②の額については市民税・県民税所得割額（調整控除後）の20%が限度になります。

※ 令和6年度分及び令和7年度分については、定額減税前の市民税・県民税所得割額（調整控除後）が適用されます。

【控除対象寄附金額】 総所得金額等の30%

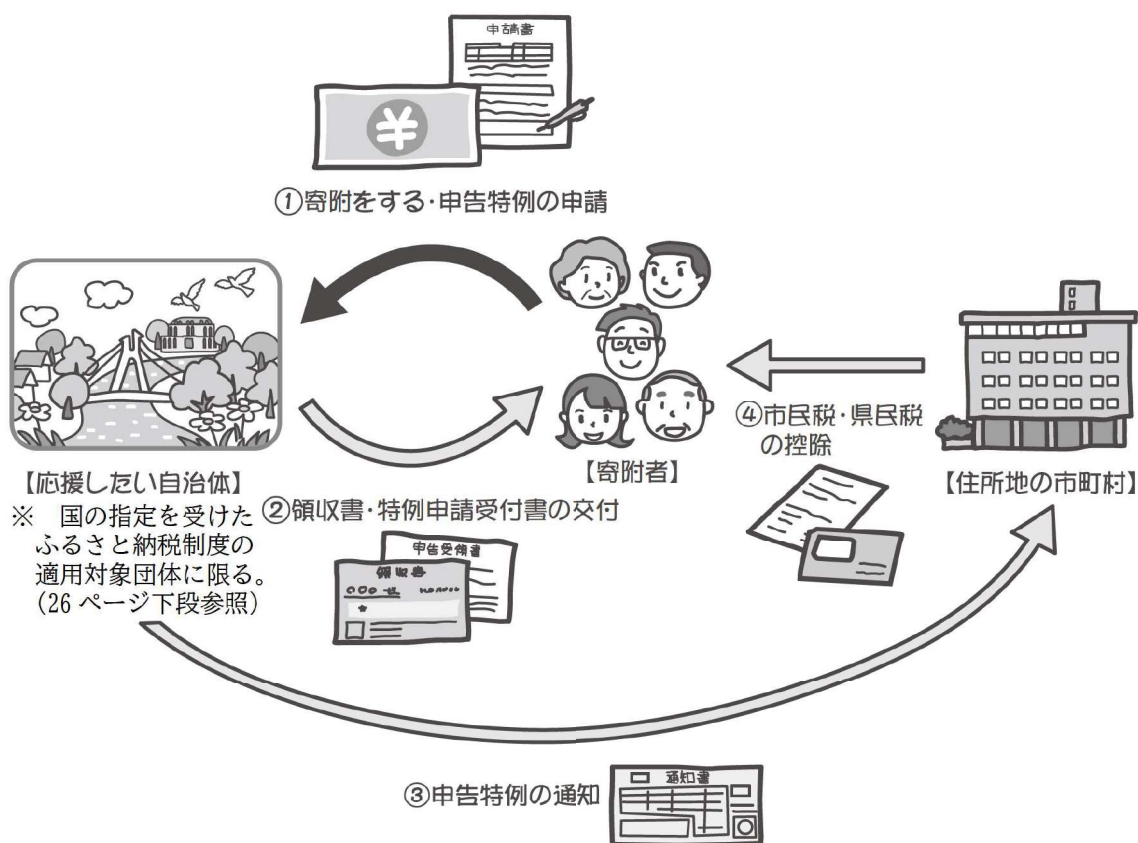


ふるさと納税ワンストップ特例制度とはどのようなものですか。



平成27年4月1日以後に行うふるさと納税から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

これは、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、ふるさと納税に伴う寄附金控除以外の控除について確定申告を行わない場合など、一定の要件に該当するときは、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に申告特例申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、市民税・県民税において、所得税減税分相当額も含めた額による寄附金税額控除が受けられる申告特例の制度です。



Q

市民税・県民税の住宅ローン控除とはどのようなものですか。

A

所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次の（１）と（２）のいずれか小さい額を市民税・県民税から控除する制度です。

（１）所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額

（２）①〈平成２６年３月３１日まで及び令和４年１月１日以降（※）の入居の場合〉

・所得税の課税総所得金額等の額×５％

〔控除限度額〕 97,500 円（市民税58,500 円・県民税39,000 円）

②〈平成２６年４月１日から令和３年１２月３１日までの入居で消費税率が８％または１０％で購入した場合〉

・所得税の課税総所得金額等の額×７％

〔控除限度額〕 136,500 円（市民税81,900 円・県民税54,600 円）

※ 令和４年中の入居で、住宅の取得等の対価または費用の額に含まれる消費税額等が１０％の税率により課されるべきものであり、かつ、次の期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、（２）②が適用されます。

・注文住宅を新築する場合：令和２年１０月から令和３年９月まで

・分譲住宅等を取得する場合：令和２年１２月から令和３年１１月まで

【対象者】

所得税の住宅ローン控除の適用者のうち、平成２６年から令和７年までの間に入居したもの

【申告手続】

市町村に対する申告は不要です。

ただし、年末調整または確定申告で所得税の住宅ローン控除を申告する必要があります。手続きの詳細については、税務署へお問い合わせください。

※ 東日本大震災の被災者支援による特例あり





令和6年8月に住宅を購入・入居しましたが、市民税・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、どのような手続きをすればよいですか。なお、私（40歳）の家族は、妻（39歳）と子（10歳）がいます。



令和6年分において、所得税の確定申告で住宅ローン控除を申告する必要があります。

また、控除適用2年目以後においても、年末調整で住宅ローン控除を適用していない場合は、所得税の確定申告で住宅ローン控除を申告する必要があります。

なお、子育て世帯等に係る住宅ローン控除については、令和6年度税制改正により、次のとおり拡充がされています。要件に該当する場合は、拡充後の内容が適用されます。

【参考】子育て世帯等に係る住宅借入金等特別税額控除制度の拡充
（令和7年度分以後について適用）

子育て世帯・若者夫婦世帯への支援強化の必要性や、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、住宅借入金等特別税額控除の拡充が行われました。

対象者

- (1) 年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- (2) 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- (3) 年齢19歳未満の扶養親族を有する者
のいずれかに該当する個人

内 容

- (1) 年齢19歳未満の扶養親族を有する者又は本人若しくは配偶者のいずれかが年齢40歳未満の者で、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の住宅借入金等の借入限度額が拡充されます。

住 宅 区 分	子育て特例対象以外	子育て特例対象
認 定 住 宅	4,500万円	5,000万円
ZEH 水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

- (2) 合計所得金額が1,000万円以下の者に限り床面積要件を40㎡以上とする緩和措置については、令和6年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅が対象となります。